

次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について

厚生労働省

- 1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法として制定され、同法に基づき関係者が対策に取り組んできたところである。
- 2 次世代法については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 2 条において、「政府は、平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨規定され、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、少子化危機突破のための緊急対策（平成 25 年 6 月 7 日少子化社会対策会議決定）等でも延長等が求められているところであり、今後、関係省庁で同法の延長等の検討を行うこととする。
- 3 具体的な検討については、次のように行うこととする。
 - ① 地域行動計画関連部分：関係省庁において検討
 - ※ 子ども・子育て関連三法で市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定が義務づけられたことに伴い、次世代法に基づく市町村行動計画等の策定義務を任意化した経緯などを前提として検討
 - ② 一般事業主行動計画関連部分：労働政策審議会において検討
 - ③ 特定事業主行動計画関連部分：関係省庁において検討
 - ※ ②の検討状況を踏まえつつ検討
 - ④ ①～③の検討結果について、子ども・子育て会議に報告

次世代育成支援対策推進法の見直しについて

< 現行の仕組み >

法律の有効期限

平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間の時限立法

行動計画策定指針

行動計画策定指針の内容に即して、行動計画を策定

■ 基本的な視点

- ① 仕事と生活の調和の視点
- ② 仕事と子育ての両立の視点
- ③ 企業全体での取組等の視点
- ④ 企業の実情を踏まえた取組の視点
- ⑤ 社会全体による支援の視点 等

■ 一般事業主行動計画の内容に関する事項

- 仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備
- 働き方の見直しに資する労働条件の整備 等

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の策定・届出義務

認定制度(認定基準)

厚生労働大臣による認定・表示付与

- ① 適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が2年以上5年以下であること
- ③ 行動計画に定めた目標を達成したこと
- ④ 適切に公表及び労働者への周知をしたこと
- ⑤ 男性の育児休業取得者が1人以上いること
- ⑥ 女性の育児休業取得率が70%以上であること
- ⑦ 3歳から小学校入学するまでの子をもつ労働者を対象とする育児休業等の措置を講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の措置を講じていること
- ⑨ 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

子育てをサポートしている企業の証(くるみんマーク)



※ 次世代法の効果的推進方策として、認定制度の認知度を高めるとともに、経済的インセンティブとしての優遇措置の積極的な検討などを行う。

< 労働政策審議会雇用均等分科会報告を受けた見直しのイメージ >

法律の延長

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで10年間延長

指針の内容を追加

行動計画策定指針の内容に、新たに①～②の内容を盛り込む

- ① 非正規雇用の労働者が取組の対象であることを明記する
- ② 働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨を盛り込む
 < 働き方の見直しに資する取組 >
 ・ 男性の育児休業取得促進の取組
 ・ 所定外労働の削減の取組
 ・ 年次有給休暇の取得促進の取組 等

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

現行の一般事業主行動計画の策定・届出義務の枠組みを維持しつつ、高い水準の取組を行っている企業(新たに設ける認定を受ける企業)について、一般事業主計画の策定・届出に代えて、両立支援の取組の実績を公表する枠組みを追加

現行の認定制度の充実

現行の認定基準について以下の見直しを行う

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について中小企業の特例を拡充する
- ② 女性の育児休業取得に係る基準の見直しについて検討する
- ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置に係る基準について見直す

新たな認定制度の創設

新たに設ける認定基準について、以下の①～④について現行の認定基準(見直しを行ったもの)よりも高い基準を設ける又は現行の認定基準にないものを追加

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について、高い基準を設ける
- ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について、一定の条件の下で数値目標を定めて実施し、達成することとする
- ③ 女性の継続就業に係る基準を新設する【追加】
- ④ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組に係る基準を新設する【追加】